

区政への主な意見と回答 令和6年4月分

4月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は53件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1. ごみの戸別収集のお願い 令和6年4月1日受付

Q ごみ集積所がある家では、掃き掃除や、残ったごみを次の収集日まで預かることもあり、負担が集中します。

また、私道の集積所についても、戸別収集ならご近所同士のトラブルもないと思います。

戸別収集は、都内他区や他市等ではすでに実施されており、指定のごみ袋は、有料ですが、そこから財源がとれるならば、杉並区もそのような方法で戸別収集に切り替えてほしいです。

A 近年、働き方やライフスタイルなどが多様化するなかで、集積所管理の負担感から、戸別収集を望むご意見を複数いただいています。また、ごみの戸別収集は、排出責任が明確化されることにより、ごみの減量や排出マナーの改善など一定の効果があるものと認識しています。

一方で、戸別収集は、収集場所の増加に伴って収集運搬経費が大幅に増大するとともに、戸別収集に必要な人員の確保や、清掃車両が進入できない狭小路地へ対応、排出者のプライバシーへの配慮などの多くの課題を抱えています。

ご提案いただいた、ごみ袋を有料にして戸別に収集する仕組みについては、その賛否を含めて様々な考え方やご意見があります。戸別収集と新たな費用負担の問題は、区民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、慎重に検討する必要があると考えていますが、同時に、区民ニーズの変化に的確に対応した形で清掃事業を実施していく必要性についても強く認識しています。

したがって、皆様から頂くご意見やご要望、既に戸別収集を導入している他自治体の状況などを踏まえながら、家庭ごみの収集方法の今後のあり方について研究していきたいと考えています。

なお、集積所利用者が多い場合は、分散する方法もありますので清掃事務所までお問

い合わせください。

また、収集時間につきましては、区内に限られた車両・人員で作業を行っておりますので集積所によっては、午後になってしまうところもあります。

担当課 杉並清掃事務所

2. 区民の意見聴取や政策決定に係る提案 令和6年4月1日受付

Q 対話の区政の実践の拡充として、以下を提案します。

- ①区民のランダム抽出による住民協議会の開催
- ②事業仕分けの開催
- ③以上取り組みに係るプロセスを含めた web や sns における公開

市井の多様な意見を聴取するためには、プルではなくプッシュ型の住民参画の仕組みも取り入れてはいかがでしょうか。

A 区では、区民からランダムに参加者候補を選ぶ方法（無作為抽出）による区民懇談会等を、これまでも様々なかたちで実施してきました。

例えば、「区政を話し合う会（聴くオフ・ミーティング）」では、一般公募のほか、無作為抽出した区民 2000 名にご案内を郵送し、応募者の中から 1 回あたり 20 名にご参加いただいています。

また、基本構想実現のための区民懇談会「ちょこっトーク」や、区長とまちづくりの中で道路を考える対話集会「さとことブレスト」、複数回に渡って気候変動対策について議論する「気候区民会議」等においても、無作為抽出した区民の皆様にご案内を郵送しています。

話し合うテーマは、会の趣旨やその時々々の区政の重要課題等によって様々ですが、ご提案のテーマも含めて、その都度検討していきたいと考えています。

これらの会の様子につきましては、区のホームページに掲載し、掲載した際には必要に応じて X（旧 Twitter）等でその旨を配信しています。

また、その他の区政情報の収集にあたっては、Xのほか広報すぎなみ（希望者にはご自宅に毎号無料で送付します）や・公式 YouTube・公式 LINE などで配信していますので、ぜひ登録・フォロー等をしていただければと思います。

担当課 企画課／区政相談課

3. 杉並区ドッグランに関して 令和6年4月3日受付

Q 小型犬エリア、中型犬・大型犬エリアの区分に関して問題があると思います。

しかし、完成したドッグランの状況から、小型、中型、大型の区分けしたドッグランは、無理だと理解しています。

そこで、小型犬エリアは、現状のままで、中型、大型の利用を、曜日毎に分けて頂けませんか。例えば、日・火・木は、中型犬専用、月・水・土を、大型犬専用、金曜日は、10歳以上のシニア犬専用というのは、いかがでしょうか。シニア犬は、今の状況では、完全に無視されています。

ドッグランが開設されそれで終わりということでは、犬の飼い主の区民として、大変残念です。改良されるべきことは、対応して頂きたいです。

A 区では、ドッグラン広場の開設に当たり、他の都立公園のドッグランを参考にするとともに、説明会等でいただいた区民等の皆様からのご意見や、東京都獣医師会の獣医師や動物ボランティアの方々等からの助言も伺ったうえで、エリア分けについては、「小型犬エリア」と「中・大型犬エリア」の2つのエリアを整備しました。

エリア分けやご提案のあった方法等については、現状においては変更の予定はありませんが、今後の利用状況等を踏まえて、検討することとしています。

ドッグラン広場の利用に当たっては利用規約を守るとともに、譲り合いや互いへの配慮を行っていただけるよう、利用者への呼びかけなどを通じて、利用マナーの向上に努めていきます。

担当課 生活衛生課／みどり公園課

4. 杉並区立馬橋公園の街灯設置について 令和6年4月4日受付

Q 杉並区在住の高校生です。馬橋公園に街灯を設置してもらいたく連絡しました。

具体的な場所は馬橋公園の東側（新しい遊び場側）の道です。私は午後8時頃に上記の場所を通るのですが、暗くて何も見えません。前から来た方とぶつかってしまったこともあります。また、女性への危険性も下がります。

もし、その場所に街灯があれば、夜安心して通れますし、夜にウォーキングや犬の散歩をしている方にとっても便利になり、より公園が利用しやすくなると思います。

A ご要望いただきました当該公園東側の道路の明るさについて、現地を確認いたしました。道路上の街路灯については概ね 30mの間隔で設置しており、4 m先の人の挙動・姿

勢等が識別できる程度以上の明るさの基準を満たしています。しかし、拡張した公園部分が未開園であったことから、全体的に暗い印象となっていました。公園内には道路沿いに新たに3基の園灯を設けていることに加え、公園内の通路沿いにも園灯を設置しています。4月13日の開園に合わせて園灯の点灯を行いましたので、暗い印象は改善されています。

担当課 みどり公園課／杉並土木事務所

5. 第九小学校エリアの児童館について 令和6年4月8日受付

Q 第九小学校に子どもが通っています。東原児童館がなくなってから、こちらのエリアの子ども達は本当に居場所を失いました。学校内の学童、放課後居場所に行っていない子ども達は友達と集まれる児童館や大きな公園もなく、校庭開放もなく、困っています。子ども達が利用出来る施設が、他のエリアと比べて圧倒的に少ないことに対して、子ども達に申し訳なく思いますし、不公平だと感じています。

今すぐに児童館機能、校庭開放を杉九小学校エリアに戻してください。

A 平成26年度以降、区で段階的に進めてきた児童館再編の取組については、事前の意見聴取や計画策定に至るまでのプロセスへの住民参画が不十分ではないかといった意見や、児童館は存続すべきであるといった意見、他の手法で課題解決を図るべきであるといった意見、また、当事者である子どもからも児童館を残してほしいといった意見があるなど、計画に対する様々な意見があり、休止が困難なものを除き、基本的には取組を一旦休止し、これまでの取組を検証しました。

この検証結果においては、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域の皆様の意見を幅広く聴きながら、令和6年度中を目途に、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定することとしました。

ご意見につきましても、方針策定の際の参考とさせていただきます。

担当課 児童青少年課

6. 公園の騒音について 令和6年4月8日受付

Q 杉並区下井草どかん公園の近隣住民です。暖かくなってくると夜間まで騒音が起きている状態です。午後8時くらいでも小学校高学年、中学生などが大声で走り回ったり、ボール遊びをしています。最近では親も一緒にきて、金属バットで野球やサッカーをしています。

ベンチや遊具に座って話す声や大きな笑い声も夜間は響きます。夜間閉鎖とは難しいかと思いますが、午後8時以降は見回りなど強化していただきたいです。

A 区では、これまで、夜間の迷惑行為等が多い公園については、夜間の安全パトロールにおいて重点的に巡回する公園として指定し、違反行為や迷惑行為に対して注意喚起を行うなど、定期的に確認するようにしています。

ご指摘の下井草どかん公園に関しましても、これまでの要望を受け、夜間安全パトロールの重点巡回を行っていますが、これを継続していくとともに、巡回の時間帯等も考慮するなど、引き続き、注意喚起を図っていきます。

これからも、近隣の方々へご迷惑がかからないよう、そして公園利用者の皆様が安全に安心してご利用いただけるよう公園維持管理に努めていきます。

担当課 みどり公園課

7. 永福和泉地域区民センターの携帯電波、Wi-Fiについて 令和6年4月10日受付

Q 永福和泉地域区民センターの地下フロアの携帯電話の電波および Wi-Fi が、キャリアを問わず電波が届かず、また無料で利用できる suginami Wi-Fi も非常に不安定でほぼ使えないため不便な状況です。地震速報や緊急連絡などが届かないということは危険ともいえる条件とも考えられます。利用者の利便性や安全のために、携帯キャリアの電波改善機器設置や Wi-Fi の強化などをご検討頂けないでしょうか。

A 永福和泉地域区民センターの1階ロビーには、災害時利用や区民サービス向上の観点から Wi-Fi スポットを整備しています。

一方、貸室を使用して行うオンライン会議等を支援するため、令和4年11月には Wi-Fi ルーターの貸出しサービスを開始しています。事前の電波状況調査では、同センターの2階及び地下1階の諸室では、受信できる電波が弱いことが判明しており、3階での利用を推奨しています。

令和6年4月下旬からは、地域区民センター7所に加え、区民集会所、区民会館、コ

コミュニティふらっと17所でも、Wi-Fiルーターの貸出しサービスを開始することといたしておりますが、施設によっては電波が弱い、又は入らない箇所が少なからずあるのが現状です。

全ての集会施設の地階等に中継アンテナを設けるためには、多額の費用もかかることから、ただちに改善を図ることは難しい状況です。今後、利用実績や利用者からのご意見などを踏まえ、貸出しサービスの検証を行い、その後の整備のあり方について検討をしていきます。

担当課 地域課

8. 給食の牛乳について 令和6年4月15日受付

Q 給食の牛乳を選択制にするため、「学校給食法」を変えるための裁判を闘い始めた方たちがいます。アレルギーや乳糖不耐症などを起こす子供が多い中、医者からの診断書が用意できなければ牛乳を飲まされるような法はおかしいと思います。多摩市の教育委員会は選択制について満場一致の賛成だったそうですが、牛乳の選択制について杉並区はどうお考えですか。個人の自由が守られる区として、牛乳の選択制にも賛同し、裁判を後押ししてほしいです。

A 区の学校給食は、国が定めた栄養摂取基準に基づき、児童生徒が必要とする栄養を満たせるようバランスの取れた献立を作成し提供しています。

また、学校給食には食育という教育的な面もあり、小中学校の給食でバランスの取れた食事を学び、将来、自分で食事を選択する際に生かすことを目標にしています。

令和2年の文部科学省報告「学校給食摂取基準の策定について」によると、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、学校給食が家庭で不足するカルシウムを保管する重要な役割を果たしていることが明確に示されています。牛乳の代わりに別の食材からカルシウムを摂取するには、食材費と食事量の増加が見込まれます。そのため、区でも、児童生徒が必要とする栄養を摂取するために欠かせない食材として学校給食に取り入れています。

一方、アレルギー対応の他、乳糖不耐症などの特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒には、学校生活管理指導表もしくは診断書等を確認し、牛乳を提供しない対応を行っています。なお、体調不良等で牛乳を飲めない児童生徒に、無理に飲ませる指導は行っていません。

上記の理由から、現時点ではアレルギー対応等によらない牛乳の選択制を導入する予定はありません。

担当課 学務課

9. 災害対策について 令和6年4月19日受付

Q 地震大国日本では近年最大震度 5 強を超える地震が頻発しています。杉並区も台湾の対策を参考に、日頃からボランティア団体と連携の確認をしておくなど、今から少しずつ区民のための災害対策を準備していただきたいです。

A ご指摘のとおり、近年、国内では地震が頻発しており、都内においても首都直下地震の発生が危惧されています。

区では、杉並区社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結し、毎年、連絡会や災害ボランティアセンター運営訓練などを行い、平時から連携を深めています。また、「災害時における障害物の除去に関する協定」を複数の業界団体と締結し、区内の防災拠点に事業者が保有する重機車両を保管し、迅速に道路啓開を行う体制を整備しています。

今後も、区民の皆様の日頃の備えなどの周知・啓発活動を行うとともに、関係機関と連携した防災対策の推進に努めていきます。

担当課 防災課

10. 桃井原っぱ公園犬の糞尿リードマナーについて 令和6年4月24日受付

Q ここ数年の桃井原っぱ公園草地での、犬の糞尿マナーが問題になっています。早朝や夕方には多くの犬が糞尿をしています。草地での糞尿は禁止ですが、飼い主にやんわり注意しても効果がありませんでした。公園には午前中は近隣の保育園から園児がたくさん遊びに来て草を摘んだり転げまわって遊び、土日は家族連れが遊びにきています。子供達が楽しく、清潔に、遊べるように、そして犬とも共存出来るようによろしくお願いします。

A 区では、公園内への犬を連れての利用に関して、桃井原っぱ公園を含め、管理事務所がある比較的大きな公園（利用指導ができる公園）のみ利用を認めており、犬の連れ込みに関するルール等について注意看板で啓発を行うとともに、見回りや利用指導をしています。

今回いただいたご意見を受け、改めて区職員、管理事務所職員の見回り指導の強化に努め、利用者の皆さまが楽しく、清潔に、ゆずり合ってご利用いただけるよう取り組んでいきます。今後もお気づきの点などありましたら、管理事務所等にお声掛けください。

担当 みどり公園課

1 1. 路上喫煙対策のお願い 令和6年4月25日受付

Q 東高円寺で、店舗の外に吸い殻入れを設置している店があります。吸い殻入れに喫煙者がひっきりなしに訪れて喫煙していてとても困っています。杉並区は歩きタバコが禁止されているはずで、近くに指定喫煙所也没有。そのため、この店舗の営業中はお店を利用していない通りすがりの大勢の人が、開店前と閉店後の早朝、深夜は吸いがら入れは撤去されているにも関わらず、そこが喫煙できる場所として認識されているのか関係なく喫煙所として使われています。歩きタバコ禁止区域と看板に書いてあっても気にせずタバコを吸う人はいます。これについて、歩きタバコ禁止の認知度を高めるか、ペナルティを課すなどしなければ、改善しないのではないのでしょうか。

A 区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」により、「歩きたばこ」と「ポイ捨て」は区内全域で、また、人通りの多いJR駅周辺など6地区については、「路上禁煙地区」に指定して、道路上での喫煙を禁止しています。

早速、現場を確認し、直ちにお店の前に、歩きたばこ・ポイ捨て禁止の表示を行うと共に、周辺の巡回指導を強化します。

区では、喫煙マナーを遵守していただくために、職員に加え、警備会社等との委託契約により、巡回指導を行っていますが、区内全域を限られた人員で対応していますので目が行き届かず、誠に申し訳ありません。

一方、喫煙マナーの区民の認知度を把握するために、毎年2回、歩きたばこの定点観測を行っていますが、違反者数は確実に減少しています。まだまだ不十分ではありますが、これまでの喫煙マナーの啓発活動が少しずつ区民に浸透しつつあると考えています。

今後も指導員の巡回に加え、区内イベントや各駅頭などでの喫煙マナーに関する啓発活動等、有効な喫煙施策を講じていきます。

担当課 環境課

1 2. 杉並区省エネ家電買い換え促進助成金申請の件 令和6年4月25日受付

Q 手続きが煩雑で簡素化するべきだと思います。特にマンション所有の場合、建物登記証明書が必要というのは大変です。杉並区の法務局は荻窪駅から遠く、高齢者が行くのは大変です。簡素化を検討してください。

A 区では、家庭でのエネルギー費用負担の軽減と温室効果ガス排出量の削減を目的に、省エネ家電への買換え費用の一部を助成しております。

区内の賃貸住宅等の所有者が申請される場合、①申請者と建物所有者が一致していること、②建物の種類が「居宅」「共同住宅」であり「店舗」「事務所」等ではないことの2点を確認できる最も確実な方法として、建物の不動産登記 現在事項証明書の写し（以下、「証明書」とします）を提出していただくこととしています。

現在、証明書は管轄登記所以外でも最寄りの登記所の窓口にて請求することができるほか、オンラインにて交付請求する方法があります。

なお、証明書に有効期限を設けておりませんので、建物の購入等により所有者となり証明書を取得された場合、内容に変更がなければその証明書で対応が可能です。

担当課 環境課

1 3. 成田東1丁目地域の不燃化促進 令和6年4月30日受付

Q 成田東1丁目地域を不燃化特区に指定するなど、防火対策を一層促進頂きたいです。成田東1丁目地域の不燃領域率は区内最低水準であり、住宅密度が高く空き地率が少ないうえ、老朽化した住宅も目立ちます。

以下のような施策をご検討いただけないでしょうか。

- ・老朽化した住宅に住む高齢者世帯を対象とした、住み替えの斡旋・当該土地の買い取り、緑地化。
- ・特区同様、これから建設される建物は準耐火以上とするなど、地域の防火基準の強化。
- ・耐震ブレーカー助成金など、既存の防火支援対策の広報強化（回覧板や学校施設での配布物として周知など）

居住地域は区内でも危険度が高いにも関わらず、特区への指定がなく、防火に対する取り組み状況がまだ弱い状況にあることに危機感を覚えました。

次世代の為にも、安心して住み続けられる成田東地域として頂きたく、不燃化への一層の取り組みを期待します。

A 成田東1丁目については、ご指摘のとおり不燃領域率が40%未満となっているため、不燃化の促進が求められています。

現在、区では成田東1丁目を含む木造住宅密集地域等について、平成30年度から開始した耐火性能の高い建物を新築する方への建築工事費助成に加え、令和5年度からは耐震性が不足する木造建物の除却工事費助成を行っており、助成による不燃化を促進しているため、防火規制を強化する考えはありません。

また、老朽化した住宅にお住まいの高齢者世帯の方がアパートをお探しの場合には、既に、物件情報を提供するアパートあっせん事業を実施しています。

また、地震の際の通電火災予防などの点から、今年度も感震ブレーカーの設置支援を行っています。

こうした防災支援の取組みについては、これまでも区公式ホームページ、広報すぎなみのほか、チラシの配布や防災に関する各種イベント等を通じて周知を行ってきました。今後も様々な機会を通じて、防災意識の啓発に努めていきます。

担当課 耐震・不燃化担当課／住宅課／防災課

14. 阿佐谷にしはら公園で喫煙者が多い問題 令和6年4月30日受付

Q 阿佐谷にしはら公園入口では、以下の事象がほぼ毎日、高頻度で散見されており、受動喫煙の観点で迷惑を被っています。

- ・集合住宅内で喫煙出来ない人が公園の入り口で定期的に喫煙している
- ・配達途中のドライバーやタクシー運転手が公園の入り口で休憩がてら喫煙している
- ・新聞配達のバイクを止めながら喫煙している
- ・土木作業員たちが始業前や休憩時間に喫煙している

阿佐谷にしはら公園に「禁煙」の看板やプラカードの設置を強く希望します。

A ご要望をいただきました阿佐谷にしはら公園での喫煙についてですが、区立公園は、子どもから大人、高齢者まで幅広い年齢層の皆様が、自由に憩いくつろぐことのできる場所として、利用者のマナーを尊重し、分煙を実施している一部の公園を除き園内を禁煙にはしていません。

しかしながら、子どもが遊ぶ遊具の周辺や、他の利用者がある場所での喫煙は健康上、安全上好ましくないもので、看板等による注意喚起を行ってきました。ご指摘のありました高頻度で喫煙が散見されているということ踏まえて、引き続き、巡回等も含め、受動喫煙に対する注意喚起と、喫煙のマナー向上に努めていきます。

また、区では、区立公園における喫煙ルールに関して見直しを予定しており、いただいたご意見も踏まえ、検討していきます。

担当課 みどり公園課